

静岡県告示第266号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称(氏名)	所在地(住所)	売りさばき所の位置	名称(氏名)	所在地(住所)	売りさばき所の位置
株式会社エイ ジェック	(略)	(略)	株式会社エイ ジェック	(略)	(略)
		牧之原市相良 275番地 牧之 原市役所相良庁 舎内			牧之原市相良 275番地 牧之 原市役所相良庁 舎内
		<u>島田市中央町1 番の1</u> 島田市 役所市民課内			磐田市国府台3 -1 磐田市役 所市民課内
		磐田市国府台3 -1 磐田市役 所市民課内			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
清水自家用自 動車協会	(略)	(略)	清水自家用自 動車協会	(略)	(略)
2 (略)			シダックス大 新東ヒューマ ンサービス株 式会社	東京都調布市 調布ヶ丘三丁 目6番地3	<u>島田市中央町1 -1</u> 島田市役 所本庁内市民課 窓口
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。